

第 10 回 第 1 農 地 部 会 議 事 録

日 時 平成 23 年 10 月 20 日 (木) 午前 10 時 00 分

場 所 津市美里庁舎 2 階 会議室 1

出席部会委員 2 野田^{のだ} 久忠^{ひさただ}・3 太田^{おおた} 義政^{よしまさ}・4 眞弓^{まゆみ} 純一^{すみかず}・5 赤塚^{あかつか} 薫^{かおる}
6 青木^{あおき} 正司^{しょうじ}・7 伊藤^{いとう} 征一^{せいいち}・9 奥山^{おくやま} 正夫^{まさお}・11 後藤^{ごとう} 勝^{かつ}
13 阪^{さか} 芳一^{よしいち}・17 牧野^{まきの} 礼吉^{れいきち}・18 増地^{ますじ} 和久^{かずひさ}・19 村治^{むらじ} 隆史^{たかし}
23 清水^{しみず} 清^{きよし}・24 中林^{なかばやし} 長一^{ちよういち}・41 西口^{にしぐち} 正國^{まさくに}・47 田中^{たなか} 千福^{かずよし}
以上 16 名

欠席委員 14 清水^{しみず} 文兵衛^{ぶんべえ}

出席部会員外委員 会長 野田 悟

議長 第 1 農地部会長 伊藤 征一

事務局職員 飯田事務局長・西田調整担当副参事・長谷川担当副主幹

総合支所 河芸：服部主査 美里：谷川主査 安濃：紀平主査
芸濃：後藤副主幹

議事録署名者 9 奥山^{おくやま} 正夫^{まさお}・24 中林^{なかばやし} 長一^{ちよういち}

事項

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
報告第 3 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出受理の取消について
報告第 4 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
報告第 5 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (所有権移転)
報告第 6 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (使用貸借)

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (県許可・所有権移転)
議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (農業委員会許可・所有権移転)
議案第 3 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について (農業委員会許可)
議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
(農業委員会許可・所有権移転)
議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
(農業委員会許可・使用貸借)

議案第 6 号 競売買受適格証明願について
議案第 7 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について <別冊>

議 事 の 大 要

- 議 長 ただいまより第10回第1農地部会を開会させていただきます。今日は清水文兵衛委員が欠席で、出席16名で本部会は成立します。それでは、議事録署名者を私のほうから指名させていただきます。
奥山委員・中林委員、よろしくお願いいたします。
それから、初めに会長の専決等の報告事項に入ります。報告第1号から6号まで件数及び合計面積の説明を事務局のほうからお願いしたいと思います。
- 事 務 局 それでは、第10回農地部会議案書の1ページから2ページをお願いします。
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。
今月は、件数としまして合計15件、面積として30,718㎡で、田が28,098㎡、畑が2,620㎡でございます。解約後は、再設定が10件、転用が1件、自作に戻るのが4件でございます。
続きまして、3ページから6ページをお願いいたします。
報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてでございます。
これにつきましては、相続の届け出によるものでございまして、件数といたしまして6件、面積として39,886.83㎡、内訳としまして、田が32,255.22㎡、畑が7,591.61㎡、ほか40㎡でございます。
7ページをお願いいたします。
報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出受理の取消についてでございます。
番号1、地区 高茶屋の案件でございますが、これにつきましては、資材置き場及び駐車場用地として平成23年7月15日に届け出が受理されたものでございますが、今回、9ページの報告第5号の番号5及び6に関連しまして農地法第5条の届け出により一般個人住宅及び駐車場用地として利用しようとするため、届出受理の取り消しをしようとするものでございます。
以上、件数といたしましては1件、面積として340㎡で畑でございます。
8ページをお願いします。
報告第4号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出についてでございます。
件数といたしましては3件、面積として2,002㎡で、畑でございます。
内容としましては、駐車場用地が1件、165㎡、共同住宅・駐車場用地が2件、1,837㎡でございます。
9ページをお願いします。
報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）でございます。
件数といたしましては12件、面積として6,999㎡、内訳といたしまして、田が6,044㎡、畑が955㎡でございます。内訳としましては、共同住宅用地が2件、2,024㎡、駐車場用地が2件、299㎡、店舗用地が1件、217㎡、一般個人住宅用地が3件、631㎡、宅地造成分譲用地が2件、2,827㎡、資材置き場・倉庫用地が2件で1,001㎡でございます。
続きまして、10ページをお願いいたします。

報告第6号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（使用貸借）でございます。

件数といたしましては2件、面積として961㎡、内訳といたしまして、田が432㎡、畑が529㎡でございます。内容としましては、事務所在地が1件、529㎡、一般個人住宅用地が1件、432㎡でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

議 長

はい、ありがとうございました。

報告案件でございますので、よろしくお願ひします。

続きまして、議案事項に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（県許可・所有権移転）事務局の説明をお願ひします。

事 務 局

11ページをお願ひします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（県許可・所有権移転）でございます。

番号1、地区 明 受人 _____ 経営面積6,695㎡、渡人 _____、申請地 芸濃町中縄滝ケ谷 _____ 番、台帳地目・現況地目とも田、現況面積148㎡、外8筆、合計面積 4,564㎡で、田でございます。

これにつきましては、渡人である _____ は、現在生計が大変難しく、今回の受人であり債権者でございます _____ への債務返済に充てるため、譲り渡しをしようとするものでございます。なお、受人は、平成22年の夏過ぎから体調を崩され、草刈り等の農地管理は行っているものの、平成23年には所有農地の一部しか耕作されていませんでしたが、現在は回復されまして、来期からは休耕することのないよう、十分に準備を行いまして、耕作する旨の理由書が合わせて提出されているところでございます。以上につきましては、議案書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしているものでございます。

以上、件数といたしましては1件、面積として4,564㎡で田でございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願ひいたします。

議 長

はい、ありがとうございました。

それでは、地元委員さん、お願ひします。

増地委員

18番 増地です。現場確認してきましたけれども、草刈りもしてあり、田んぼもしてありましたので、よろしくお願ひいたします。

議 長

地元委員さんから、異議のない旨の発言がございました。皆さんいかがでございますでしょうか。

部会委員

<一同 異議なし>

議 長

はい。ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、議案第1号について三重県知事に進達することに決定いたします。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）事務局の説明をお願いいたします。

事務局

12ページをお願いします。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。

番号1、地区 安東 受人 _____ 経営面積 6,089㎡、渡人 _____、申請地 長岡町茶木原 _____ 番、台帳地目 田・現況地目 雑種地、現況面積 183㎡でございます。

これらにつきましては、渡人である _____ は、相手方の要望によりまして、営農拡大を希望する受人であります _____ に譲り渡ししようとするものでございます。

番号2、地区 片田 受人 _____ 経営面積 5,112㎡、渡人 _____、申請地 片田長谷場町桶田 _____ 番、台帳地目・現況地目とも田、現況面積 663㎡、外1筆、合計面積 3,685㎡で、田でございます。

これにつきましては、渡人である _____ は、労力不足による営農縮小のため、営農拡大を希望する受人であります _____ に譲り渡ししようとするものでございます。

番号3、地区 大里 受人 _____ 経営面積 9,779.3㎡、渡人 _____、申請地 大里野田町細澤 _____ 番、台帳地目・現況地目とも畑、現況面積 617㎡、外1筆、合計面積 1,069㎡で、畑でございます。

これにつきましては、渡人である _____ は、申請地を相続により取得した農地でございますが、遠方により耕作が難しいため、営農拡大を希望する受人である _____ に譲り渡ししようとするものでございます。

番号4、地区 大里 受人 _____ 経営面積 17,905㎡、渡人 _____、申請地 大里睦合町西沖 _____ 番、台帳地目・現況地目とも畑、現況面積 741㎡でございます。

これにつきましては、次の13ページの議案第3号の番号1と関連をいたしますが、渡人である _____ は、相手方の要望によりまして、申請地が自己所有地の隣接地のため、農業経営の効率化を図り、営農拡大を希望する受人であります _____ に譲り渡ししようとするものでございます。

番号5、地区 黒田 受人 _____ 経営面積 8,541㎡、渡人 _____、申請地 河芸町高佐里南 _____ 番地、台帳地目・現況地目とも畑、現況面積 243㎡でございます。

これにつきましては、渡人である _____ は、申請地を相続により取得した農地でございますが、労力不足による営農縮小のため、営農拡大を希望する受人である _____ に譲り渡ししようとするものでございます。

番号6、地区 明 受人 _____ 経営面積 8,549㎡、申請地 芸濃町楠原庭代 _____ 番、台帳地目・現況地目とも田、現況面積 1,028㎡でございます。

これにつきましては、受人である _____ が、競売に参加するため競売買受適格証明審査のためのものでございます。なお、この案件は、16ページの議案第6号 競売買受適格証明願と関連するものでございます。

番号7、地区 雲林院 受人 _____ 経営面積 5,991㎡、渡

人 _____、申請地 芸濃町雲林院西之院 _____番、台帳地目・現況地目とも畑、現況面積 458㎡でございます。

これにつきましては、渡人である _____ は、相手方の要望により自宅の隣地であり営農拡大を希望する受人である _____ に譲り渡ししようとするものでございます。

番号8、地区 安濃 受人 _____ 経営面積 16,834㎡、渡人 亡き _____、遺言執行者 _____ 申請地 安東町足入 _____番、台帳地目・現況地目とも畑、現況面積 16㎡、外5筆、合計面積 831㎡で、畑でございます。

これにつきましては、渡人である _____、遺言執行者 _____ が、妻で受人である _____ に申請地を特定して遺贈しようとするものでございます。以上、番号1から8までは議案書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしているものでございます。

以上、件数といたしましては8件、面積として8,238㎡。内訳といたしまして、田が4,896㎡、畑が3,342㎡でございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございました。
事務局の説明が終わりました。
それでは、地元委員さんの意見をお聞きいたします。
1番、2番、3番、4番、の順に、1番の安東からお願いいたします。

太田委員 3番 太田です。これは、隣接する土地の譲渡ということで、 _____ のそばにあります _____ の用地として、 _____ の土地に移転されることになりました。その減少により、農地の減少による補充するものでございますので、何ら問題はございませんので、よろしくお願いいたします。

議長 はい、どうもありがとうございます。
2番 片田。

野田久委員 2番 野田でございます。事務局のほうから詳しくご説明をいただきましたとおり、何ら問題なかったと思いますので、よろしく申し上げます。

議長 7番、私、大里、伊藤です。事務局の説明どおり、私も現地並びに関係の方々と相談した結果、何も問題なしということで、皆さんよろしく申し上げます。
5番 黒田。

阪委員 13番 阪。これ、振興の喜多委員から聞いたんですけれども、特に問題がないということでしたので、よろしく申し上げます。

議長 はい、6番 明。

増地委員 18番 増地です。これ、競売ということで、地元の人に持ってもらおうようこれでいいと思います。よろしく申し上げます。

議長 はい、7番。

増地委員	18番 増地です。これは、_____さんの近くにあるもので、よろしくお願いいたします。
議 長	はい、それでは8番 安濃。
中林委員	24番 中林。ただいま詳しく事務局のほうから説明がございましたとおりでございますので、よろしくお願いいたします。
議 長	はい、ありがとうございます。 それでは、地元委員さんの異議のない旨の発言がございました。皆さんいかがでございますでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、議案第2号については許可することに決定いたします。 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）事務局の説明をお願いいたします。
事 務 局	13ページをお願いします。 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）でございます。 番号1、地区 大里 申請者 _____、申請地 大里睦合町多為_____番、台帳地目 畑・現況地目 雑種地、現況面積 95㎡、外3筆、合計面積 550㎡で畑、農地は第2種農地でございます。 これにつきましては、次の番号2とも関連しますが、申請地を資材置き場用地として利用しようとするものでございますが、平成元年10月1日ごろから既に利用しており、始末書の提出がされているところでございます。 番号2、地区 大里 申請者 _____、申請地 大里睦合町多為_____番、台帳地目 畑・現況地目 雑種地、現況面積 368㎡。農地は第2種農地でございます。 これにつきましては、申請地を資材置き場用地として利用しようとするものでございますが、これにつきましても平成元年10月1日ごろから既に利用しており、始末書の提出がされているところでございます。 番号3、地区 棕本、申請者 _____、申請地 芸濃町棕本殿町_____番、台帳地目・現況地目とも畑、現況面積 219㎡。農地は第2種農地でございます。 これにつきましては、申請地に一般個人住宅1棟79.74㎡を建築しようとするものでございます。 以上、件数といたしましては3件、面積として1,137㎡で畑でございます。 以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いをいたします。
議 長	はい、ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。 地元委員さんの意見を伺います。

1番、2番、大里でございます。事務局の説明の中に、親子関係でございますので、何ら問題なかろうと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

3番 椋本。

牧野委員

17番 牧野です。現在建っておる本家の裏へ、建てるというようなこと、この間現地確認してきましたけれども、何ら問題ないと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議 長

はい、ありがとうございます。
皆さんいかがでございましょう。

部会委員

<一同 異議なし>

議 長

はい、ありがとうございます。異議なしと認めます。ありがとうございます。
次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局

14ページをお願いします。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。

番号1、地区 安東 受人 _____、渡人 _____、申請地 長岡町茶ノ木原_____番、台帳地目 田・現況地目 畑、現況面積 958㎡。農地は第2種農地でございます。

これにつきましては、申請地に皮膚科医院兼居宅1棟143.46㎡の建築及び駐車場用地として利用しようとするものでございます。

番号2、地区 楡形 受人 _____、渡人 _____、申請地 分部前田_____番、台帳地目・現況地目とも畑、現況面積 188㎡。農地は第2種農地でございます。

これにつきましては、申請地を墓地の駐車場用地として利用しようとするものでございます。

以上、件数といたしましては2件、面積として1,146㎡。内訳といたしまして、田が958㎡、畑が188㎡でございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長

はい、ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。
地元委員さんの意見をお伺います。
安東。

太田委員

3番 太田です。これは、事務局の説明のとおりでございますが、土地、中勢用水の土地改良区からも除外の許可もされており、何ら問題ございませんので、また、公共性があるということで、地元との調整が整っておるということですので、よろしくお願いいたします。

議 長

はい、ありがとうございました。
2番 楡形。

野田悟委員	1番 野田でございます。特に、事務局の説明のとおりで問題ございませんので、よろしくお願いいたします。
議長	はい、ありがとうございます。 地元委員さんからは、異議のない旨の発言がございました。皆さんいかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議長	ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、議案第4号について許可することに決定いたします。 次に、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）事務局の説明をお願いいたします。
事務局	15ページをお願いします。 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）でございます。 番号1、地区 安濃 借り人 _____、貸し人 _____、申請地 安濃町太田倉谷_____番、台帳地目・現況地目とも田、現況面積 310㎡のうち95㎡、外1筆、合計面積 286㎡で田。農地は第2種農地でございます。 これにつきましては、貸し人と借り人は親子関係でございまして、申請地に一般個人住宅1棟93.47㎡を建築しようとするものでございます。 以上、件数といたしましては1件、面積として286㎡で田でございます。 以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。
議長	はい、ありがとうございました。 1番 安濃。
中林委員	24番 中林。ただいまの事務局の説明のとおりでございますので、よろしく許可をお願いいたします。
議長	地元委員さんからは、異議のない旨の発言がございました。皆さんいかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議長	はい、ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、議案第5号について許可することに決定いたします。 次に、議案第6号 競売買受適格証明願について、事務局の説明をお願いいたします。
事務局	16ページをお願いします。 議案第6号 競売買受適格証明願についてでございます。 番号1、地区 明 競売対象農地 芸濃町楠原庭代_____番、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,028㎡。申請人 _____、経営面積 8,549㎡でございます。 これにつきましては、先ほどご説明させていただきました12ページの議案

第2号の番号6の3条許可申請と関連するものでございまして、申請人でございますが競売に参加するため競売買受適格証明願が提出されたものでございます。

以上、件数といたしましては1件、面積として1,028㎡で田でございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いをいたします。

議長 はい、ありがとうございました。
1番 明。

増地委員 18番 増地です。事務局の説明どおり、競売に参加するための願書です。よろしくお願ひいたします。

議長 地元委員さんからは、異議のない旨の発言がございました。皆さんいかがでございましょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 はい、ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、許可することに決定いたします。

次に、別冊でお配りしました議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。

別冊の津市農用地利用集積計画をお願いします。

表紙を1枚めくっていただきたいと思ひます。

今月は、右下の合計欄に掲げてありますように、総合計で177,342.9㎡の集積がありました。内訳としましては、貸借関係のみでございます。

それでは、各地区別に、一番下の合計欄でご説明いたします。

津地区につきましては、田の賃貸借と使用貸借を合わせ28,592㎡、畑の使用貸借が1,616㎡。件数的には21件でございました。所有権移転はございませんでした。

河芸地区につきましては、田の賃貸借と使用貸借を合わせ19,410㎡で、畑の使用貸借が486㎡。件数的には6件でございました。所有権移転はございませんでした。

安濃地区につきましては、田の賃貸借が73,440.97㎡で、件数的には18件でございました。所有権移転はございませんでした。

芸濃地区につきましては、田の賃貸借が30,019.99㎡で、畑の賃貸借と使用貸借が合わせて7,016.94㎡で、件数的には10件でございました。所有権移転はございませんでした。

美里地区につきましては、田の賃貸借と使用貸借を合わせ16,537㎡、畑の使用貸借が224㎡で、件数的には6件でございました。所有権移転はございませんでした。

香良洲地区につきましては、集積はございませんでした。

以上、合計で、田の集積が賃貸借と使用貸借を合わせて167,999.96㎡で、畑の集積が賃貸借と使用貸借を合わせて9,342.94㎡で、総合計が177,342.9㎡で、61件となっております。

認定農業者の集積状況は29件で、96,102.99㎡となっており、先月に比べ面積で約363%、件数では約414%となっております。なお、内訳は計画の概要のとおりでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いをいたします。

議長 はい、ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。皆さんいかがでございましょうか。よろしいですか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 それでは、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について適正であると認め、市長に進達することにいたします。
一応、これで本部会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

これをもちまして、第10回 第1農地部会を閉会します。

午後10時40分

上記は、第10回第1農地部会の議事を録したものである。

平成23年10月20日

議長

出席委員

出席委員